

## 令和6年度第1回静岡市男女共同参画審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年9月18日（水）午前10時00分～正午
- 2 場 所 静岡市葵消防署 会議室
- 3 出席者 <出席委員> 葦名委員、板谷委員、川島委員、高畑委員、  
田中委員、谷口委員、中川委員、法月委員、  
深澤委員、本間委員、松尾委員  
<欠席委員> 浅野委員、小畠委員、富田委員、水上委員  
<事務局> 市川市民局長  
岡本男女共同参画・人権政策課長、大塚係長、  
榎本主査、小林主査  
<オブザーバー> 井藤館長（市女性会館）
- 4 傍聴者 なし

### 5 会議内容

- 【1 開会】
- 【2 市民局長挨拶】
- 【3 新委員紹介】
- 【4 諮問】
- 【5 議事】
  - (1) 困難な問題を抱える女性支援基本計画について  
【質疑応答】
- 【6 報告事項】
  - (1) 人権に関する静岡市職員行動指針について
  - (2) その他
- 【7 閉会】

(会議録)

- 【5 議事】
  - (1) 困難な問題を抱える女性支援基本計画について  
【委員から女性支援の現場についての報告】
    - 松尾会長 それでは、困難な問題を抱える女性支援の現場からの状況をお願いします。
    - 谷口委員 男女共同参画フォーラムしずおかが運営しています女性会館の相談室の状況及び女子高生のアンケートについて、簡単に報告します。  
女性会館の相談室では、法律相談を含めて、昨年度は1706件の相談を受け付けました。相談者の年代は、40代、50代が多く、40代から60代までで7割を占めます。そのため相談内容としては、家族とか夫婦に関する相談が大半を占めています。  
女性会館の相談室は総合相談と称しており、女性が抱える問題を分野別

に分けることなく丸ごと受け止めております。

そのため、相談内容は多岐にわたるのですが、女性の悩みの根幹はジェンダー格差の問題がひそんでいるため、女性というだけで、より困難に陥りやすい現実にあります。相談内容は、夫婦とか親子などの関係性に関する相談が多いですが、そこに暴力、いわゆるDVがあります。加えて、鬱や双極性障害など精神疾患を抱えているケース、生活に困窮しているケース、その他にも問題を抱える家族がいるなど、八方塞がりの方の相談を受けることがあります。

限られた相談時間の中で全ての困難を把握するのは難しく、複合的な困難を抱えていることを示すデータはないですが、抱えている問題が1つだけというケースは少ないということが事実です。専業主婦や非正規でしか働けない、又は、働いてない女性が経済的に自立しようとする、それはとても難しい上に、健康的でなければ働くこともできませんし、借金があれば生活を支えるどころかマイナスからのスタートになります。さらに、女性が故に家族のケアも同時に求められるわけですから、複合的な困難に陥りやすいってことがお分かりだと思います。これはあくまで相談に繋がっている人の状況ですので、相談に繋がっていない人の困難というのは計り知れないものだと思っております。

続いて、昨年実施した女子高生アンケートについて、参考資料2をご覧ください。大半が学校生活とか日常生活を楽しんでいる一方で、一部に強いストレスを抱え、行き場をなくしている子の存在が明らかになりました。自己肯定感の低さから、外見とか周囲からの評価を気にする傾向があるので、もっと自分の良さに目を向けられるような関わりが必要だと感じました。着目していただきたい結果についてご紹介します。スライドナンバー9、「5. ストレスの状況」です。こちらは、8項目にわたってストレスの状況を把握しました。「周りからどう思われているか気になる」、「誰かと比べて落ち込む」、「不安になる」の3項目は、4割の女子高生がよくあると回答しています。「大声を出したくなる」、「消えてしまいたい」の2項目は、半数以上の人が減多にないと回答していますが、1割以上の人、「よくある」と回答しているので、こういった層も注意深く見守る必要があるのではないかと思います。

スライドナンバー12、「7. 心配事や悩み」をご覧ください。「今、心配なことや悩んでいること」ですが、「将来のこと」が57%、「成績や受験のこと」48%、これは女子高校生らしい悩みかなと思いますが、すべての項目について、先ほどのストレスレベルの高い層、低い層で比べますと、ストレスレベルが高い層では、「自分の容姿」、「友達との関係」、「自分の性格」の3項目についてもそれぞれ6割が悩み事に挙げておりました。

次のページ、相談相手ですが、心配なことや悩みを話す相手は、友人68%、母親52% ということで、ストレスのレベルが高い層でも、友人や母親が支えになっていることは安心材料だと思っておりますが、友人や母親の支えがない人がとても心配です。

次のページ、公的な相談機関の利用状況は、利用したことがある人がわずか3%でした。利用したことがない理由は、「相談しても解決しないと

思うから」が3割です。「誰かに相談するほどのことではない」という理由はDVを相談しない理由としても挙げられていましたが、「相談しても解決しないと思うから」という諦めに入っている層が被害者の中にもいるのではないかと感じています。

次のページ、チャット相談等であれば相談してみたいと回答した人が15%でした。女子高校生は大人に対してすぐに心をひらいてくれることはないかもしれませんが、彼女たちが気軽にアクセスできるようなツールを、今後考えていかなければいけないと思いました。そのため、夏休み中に、静岡市の委託事業で女子高生のための居場所事業を8月1日から9月12日まで試行しました。毎週木曜日に計7回開催したところ、延べ20人の参加者がありました。告知するのに、市内の女子校1200人にカードを配りましたが、このカードを見て来たという人はたった3人だけでした。そのため、情報を届けることが本当に大変だと思っており、これからどう彼女たちを応援していくかについて考えているところです。

こちらのアンケート、1つ注意点がございます。いわゆる統計調査のサンプリングからしたら、サンプルの偏りがあります。協力してくださった学校の回答がどうしても多くなってしまうので、静岡市内全体を代表するサンプルデータではないことだけご理解ください。

松尾会長

ありがとうございます。続いて、ひとり親家庭でも安心して暮らせる社会の実現のために、シングルペアレント101（ワンオーワン）代表として活動されている田中委員から、現場の状況のご説明をお願いします。

田中委員

シングルペアレント101、ひとり親支援の団体を立ち上げて10年目になります、田中志保と申します。

私の団体は、当事者支援、支援者支援、未来の当事者支援の3本柱に加えて、政策提言を行っています。離婚シングルマザー調査やコロナ禍での緊急食料配布会の開催や相談会を実施する中で、プレシングルマザーとシングルマザーの悩みは、複合的であるということを実感しています。

個々の悩みの解消に近づける試みとして、コロナ禍のアンケートや相談現場で相談ニーズの高かった「子どもの発達相談」「お金の相談」「住まいの相談」「離婚前後の相談」、これを1つの会場で相談できる場所を作りまして、2023年の8月の土日祝の3日間と同年の12月の土日祝の3日間、6日間を静岡と藤枝と焼津でワンストップ相談会を行ってきました。どの分野もほとんどが当事者で、ひとり親の生活に詳しい相談員さん、相談援助をされている方に担当していただきまして、相談者の方も安心して参加しているということが、感想からも伺えます。

当事者支援をする中では、他の自治体にお住いの相談者もいらっしやり、遠くは、富士宮とか裾野からも、日常的に相談や連絡があります。静岡県内の困難な問題にかかる女性支援基本計画に、地域の中では相談できない人がいるという記載があり、まさにそのケースかなと思います。地域に相談できる団体がないことも、他地域からの利用に繋がっている理由かと思えます。

ワンストップ相談会で寄せられる相談としては、

- ・離婚調停中のプレシングルマザーは公営住宅に入れないので、安く借りられるところを教えてください。
- ・DV で別れた途端に子どもが PTSD になって不登校になってしまい、お母さんがその子の面倒を見なければいけないので、仕事を辞めざるを得ない。
- ・子どもが療育に通うことになって早退や遅刻をしなければならないという状況に置かれた場合に正社員から契約社員にならざるを得ない。
- ・不登校をきっかけに夫から子どもへの暴力が始まった。
- ・離婚成立後も、面会交流を通してポストセパレーションアビューズ（※元配偶者や親という立場からの付きまといや嫌がらせ）や虐待が始まって子どもがおかしくなった。

などです。子どもと暴力と不登校が本当に絡み合っています。お子さんの不登校によって収入減、支出過多といった状況が生まれているので、今、市内に限定して不登校児を抱えるひとり親の実態調査に取り組んでいるところ です。

私の団体にアフターシングルマザーを支援してほしいという声があります。子どもが成人すると手当てがなくなる一方、学費はすごく増えてく時期なので、就労収入は変わらなくても大変な状況に置かれるという話もあります。調べてみたところ、高齢期の単身女性の貧困率が 44%で、その中で離婚した単身女性と独身の単身女性とはほぼ同じ割合です。今回の法律で、単身高齢女性が女性相談支援センターに相談をできるようにはなりましたが、国の計画も県の計画も若年女性と母子支援が中心のように読めました。

資料 4 の 2 「困難な問題を抱える女性新基本計画検討のためのシート」の市町村の役割②に高齢者が支援の主体と書かれているので、本市の計画でもきちんと入れ込む必要があると考えています。

また、静岡市にはひとり親支援施策の中に日常生活支援事業というものがあります。これは母子世帯同様に生活の援助を無料もしくは百何十円という低価格で サービスを受けることができます。しかし静岡市が広報をしていないため、利用が促進されていないという現状があります。先日、ひとり親家庭サポート団体全国協議会が行った調査で得られた現状を読み込んでくださった森田明美先生が、「利用を促進しようとする自治体の意思が感じられない」と断言付けている結果も出ています。

昨日の朝日新聞で、孤独のリスク、可視化されないミドル期ということで、宮本みち子先生のインタビューが掲載されていました。日本は 1 人暮らしが 38%を占めるようですが、ここ数年は高齢者だけではなく、現役世代の 1 人暮らしも増えているそうです。東京がその先端を歩んでおり、これからも 1 人暮らしが増えていくであろうということでした。

1 人暮らしがマジョリティになる日が来るのではないかということなので、当市でも、若年女性から高年女性まで切れ目のない支援計画を作るべきだと考えます。

## 【質疑応答】

松尾会長        それでは、困難な問題を抱える女性支援基本計画検討に入る前に、事務局や、ご説明いただいた委員の皆様に対するご質問等があれば、お願いします。

葦名委員        資料5の「本市におけるその他の相談窓口」ですが、かなり多様な相談窓口があるように見えますが、困っている方がどこに相談をしたらいいかなかなかわかりづらいです。

客観的に見ると、自身が感じている問題とは違うところが問題の根幹であることがあり、そこを支援しないと問題解決しないのではないかと思う時があり、その根幹の問題についてどう相談者を誘導するかが、現場で苦労されているところだと感じます。

どこに電話すればいいのかと思う方のための、コンシェルジュのような、調整するような機能をもった窓口などはあるのか伺いたいです。

事務局        いろんな問題や、年代、属性などの相談を総合調整するものは、現状ではないですが、市コールセンターでは、様々なお問い合わせにお答えし、又は振り分けております。

松尾会長        相談する側がまず相談しようと思った時に、どこに相談したらいいのかわからず、入口のハードルが高くなっているから、「どこかにまず相談してくださいしたら適切ところに繋がります」ということがわかるように、相談の広報のどこかにメッセージとして入れられればいいのではないかと思います。

板谷委員        資料5に静岡市の相談窓口を並べてあるが、国の機関にも女性の人権ホットラインなど様々な相談窓口があります。静岡市だけで考えないで国の機関とかかその他関連する機関とも連携して、広く相談を受ける。それを総合的に振り分けることをやってかないといけないと思います。静岡市や国の相談窓口が相互に連携できているのでしょうか。そこが必要だと思います。

#### 【審議】

松尾会長        それでは、困難な問題を抱える女性支援基本計画の検討に入ります。

資料の4の2の、空白になっている静岡市の困難な問題を抱える女性支援基本計画という部分を今後作っていくために皆様にご審議をいただきたいということになります。

谷口委員        この法律自体は厚生労働省が中心となって策定された法律で、福祉というところに重点が置かれているのですが、基本理念の3番目に人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることと書かれています。これが、男女共同参画・人権政策課が所管となって作る理由であり、とても重要なポイントだと思っています。

まずそこを念頭に置いて、男女共同参画行動計画において目指す姿であ

る「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせるまち」との連携を図り、ジェンダー平等に資する支援が第一義的にあるべきではないかと思っています。

先ほどの相談機関のコンシェルジュ的な役割という話もありましたけども、関係機関、市ができることってというのが限界もあると思うので、市がやるべきことは、しっかり支援体制を整えるとか民間団体を発掘するとか、ソフト的な部分が主になると思います。

関係機関の連携についてですが、計画を作っている男女共同参画・人権政策課が中心となって連携会議を構成すれば、女性限定になりますけど、女性会館の総合相談がコンシェルジュ的な役割を果たせるのかなと思いました。

田中委員 中高年女性が視覚化されてないけど、すごく大変な状況に置かれている人たちだという意識があります。女性新法の中には、単身の中高年女性のための支援についてのきちんとした記載がないので、ぜひとも答申の中に含めたいです。

葦名委員 法律家としての視点から申し上げたいと思います。

基本計画というのは法律に基づいて実施することになっています。では、これはどういう法律なのかというところを見ると、基本理念ですね、谷口さんも強調されていましたが、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることとなります。これは憲法 14 条にある、「すべて国民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」この条文を基にできています。

憲法上の人権になっている以上は、その人権が守られていない状況では、それを是正する義務が市町村、都道府県、国等の統治機関側にあります。そのような義務が課されているという厳しさのようなものが基本理念にもあるのに、県の計画の中ではその人権がどうも恩恵的なニュアンスがあります。人権擁護は、お飾りではありません。憲法が想定する事態が実現できなかった時には、また人権が踏みじられている時には、私たちが必ず実現し、権利回復する義務を負っているものです。でも、その気迫がトーンダウンしているような印象が全体的にあります。

その1つの象徴的なところですが、例えば女性相談支援員を置くよう努めるものとする法律の条文にあるのですが、女性相談支援員を置くこと自体に意味があるわけではありません。もっと大事なこと、つまり、女性相談支援員はどんな権限を持って何ができるかという点は、これまできちんと議論されていますでしょうか。女性相談支援員は、ご相談者から困った事態をお伺いした上で、どのような権限に基づき、何ができるのでしょうか。権限が与えられないまま、最前線で困っている方々のお話を寄り添って時間と労力をかけて聞くのは女性相談支援員、でも、今後どうするか、どういう救済手段を用いるべきか、どこと連携していくか、どこに繋ぐか、その予算をどうするか等の大事なことの決定権は、男性幹部職員が

持つ、それではまったく意味がないですよ。女性が女性に話を聞いてもらってよかったね。そうじゃないですよ、そこで終わってはまったく意味がない。お話を聞いてもらいたい方は女性に話を聞いてもらうことでホッとするとか、そういうカウンセリング的な機能を今更求めているのではないわけです。切実に、自分たちが置かれている窮状を変えたくて救いの手を具体的に聞きたくて、今日の前にいる人に共に考え、共に知恵を絞り、具体策まで繋げていただきたくて、勇気を出して来ていらっしゃるわけです。基盤を変える意識をちゃんと各制度に入れ込まないとはいけません。相談窓口も整備したし、女性相談支援員も沢山配置したし、だから私たち頑張っている、といった自己満足では終わってはいけないと思っていて、本当に人権を保障するのだという意識を持った基本計画を作っていかなきゃいけないのではないかということを経験者委員としてあえて強調させていただきたいと思います。

本間委員

私は、長いこと小中学校の保健室で養護教諭を務めてまいりました。一方で、性教育の団体の代表をやっています。女性を守るということはもちろん大賛成なのですが、女性だけが知り得ていればいい情報のみならず、男性にもぜひ法律面（ハード面）は知り得てほしいなと思うし、弱者の立場から当事者が訴える力を養うために、性教育は、幼少期から行っていきたいです。弱者の立場になって初めて右往左往するのではなくて、生きていく上で安心できるような、困った時に相談できるということや相談機関があることを、子どもの頃から知らせていきたいです。子どもにそういった力を養っていくためには、包括的な性教育が必要で、学校の中で推進してほしいと思っています。外部から学校に入ってくることも大事だけれど、学校の授業の中で日常的に教育していくことがより大事だと思います。やはり幼少期から義務教育の段階で満遍なく多様な子どもたちに、暴力ってこういうことだよとか、こういう危険なことってあるんだよとか、こういう時はこうやって声をあげていいんだよっていうことを子どもから言えるように育てていきたいです。性教育は暴力から身の安全を守ることだけでなく自己肯定感を育て、自立心を育てるに値する重要な教育分野です。そう思うと、包括的性教育は、いろんなところ、地域で、家庭で、学校で広げてほしいと思っています。横のつながりが非常に大切であると感じます。この審議会がぜひ教育委員会と繋がってほしいと思っています。

松尾会長

私は大学で教職課程を担当しております。

子どもの権利条約の第 12 条に、子どもが意見を表明する権利を有するところなのですが、やはり子ども自身も、ちゃんと自分たちで発言できるようにするという視点はやはり入れていかなきゃいけないと思っていますので、先ほど本間委員がおっしゃったように、やっぱり学校教育の中で、また学校に行っていない子どもたちもちゃんと救い上げるような、その子たちが主張できるような環境を整えていく必要があるなと感じました。

中川委員

静岡県立大学の看護学部の教員をしております中川と申します。

いろいろな学生を見ていて、家庭教育の必要性を感じています。ただ、家庭教育まで踏み込めないで、それを補うために、最近は大学1年生から、包括的性教育をすることで、自分の体を守ろうという教育を進めてはいるのですが、大学1年生になってから初めて聞くということでは、遅いと思います。ジェンダー平等を実現するには、教育委員会とも連携して、小学校1年生ぐらいから、包括的性教育、プレコンセプションケアっていうものを進めていくべきである、とっております。子どもの教育を、充実させていくことで最終的に女性支援につながるのではないかなと思います。

女性が安心してというのは、何を持って安心すると考えているのだろうか、自立して暮らせるについても、自立はハードルがすごい高いと思っていて、そこが県や市の考えどころかなと思います。

深澤委員 私は、今までに様々な機関に従事して女性の支援をしています。今までもお話がありました通り、届けるべき人に支援が届いていないということを現場で、日々感じております。相談窓口がたくさんあるが利用されているのかなと思ったり、40代、50代、60代ぐらいの人たちの相談が多いが、10代、20代の相談が少ないということは、本当に知らないのか、または、諦めてしまって相談に来ないのかな、そうではないといいけどなと思っております。

小学校から、女の子でも男の子でも困ったら発言していい、助けを求めていいってことを教えてほしい、そのSOSが出た時に必ず答えてほしい、大人は必ず支えてほしいと思います。

解決しなくてもいいから、少なくとも味方であるということ子どもたちに伝えていただきたいと感じています。

私も、皆さんもおっしゃるように、性教育ジェンダーの教育を小学校の頃からやっていただきたい。そのためには子どもたちの一番身近に、例えば保健室にいろんな資料や情報をたくさん置くのもいいのではないかなと思っております。

板谷委員 自治会の立場で朝、子どもたちの登校の見守りをやっているのですが、子どもたち見ていると、朝、通学をする時と、下校の時の表情が全然違います。元気のよい子どももいれば、なかなか反応しない子もいます。自治会には色々な情報が入ってきますが、両親が離婚されて、ひとり親の子どもを見ると、やはり元気がないように見える。自治会はどういう形で反応していったらいいか、答えていったらいいのかと悩むところです。

横の繋がりとかいいですが、今は個人社会だからなかなか関わることができません。子どもとの接触の仕方が非常に難しい時代だなと思っております。

川島委員 静岡市社会福祉協議会の川島です。行政からも多くの相談業務を受けていて、具体的に言うと生活困窮者の自立支援を行っています。我々の場合は、対象者というよりも状態、いわゆる生活困窮だとかあるいは家がないとか、課題別に対応していますが、我々だけでは解決できないことが非常にたく

さんあるので、どうしても連携は必要になっています。

コンシェルジュが必要かどうかについては、これだけ制度とかサービスが溢れていると、全てのこと網羅するのは僕の現場でも無理だと思っているので、田中委員がおっしゃっていたいろんな関係機関と一緒に相談会をやるということは重要だと思います。相談をする側からすると、1回で相談できるっていうのは、いいことかなと思います。葦名先生が言うように窓口がたくさんあって、どこに相談したらいいか、おそらく相談者は分からないと思います。とすると、入口は広くして、男女平等に沿う形でしっかり相談先と結びつけることが大事だと思いますし、それを解決に結びつけることが、必要かだと思います。

制度はたくさんあって、枠を超えるというと多分行政的にはなかなか厳しいかもしれないですが、連携は大事だと思います。僕も人権とか権利とか個人の尊重というのは大事だと思いますので、そこをまずはしっかりと受け入れることや、聞くっていうことを大事にしてほしいと思います。

法月委員 私、人事部長をしております、職員が約 1000 人いるのですけれど、あらゆる年代の中で色んな相談を受ける中で、声を上げてくる方たちは初期の段階で捉えられていいのですが、若い方ほど、我慢をしてなかなか言えずに、本当に大変な状況になって、やっと把握できるというケースがございます。

最近では、なかなか面と向かって面談をするということを怖がるのか、また電話をすることもはばかるなど、SNS 世代の方たちにとって、非常にネックになっているような印象を受けます。今ちょうど学生の方を採用する時期にあるのですが、学生の方もやはり内定を辞退する時とか Line で伝えてきたりとか、若い職員たちも会社を休む時も Line で、もしくは親御さんから Line がきたりだとか、それほどやはり電話より面談への抵抗が強いのかなと感じております。

私も今日、相談窓口が非常に充実しているということと、民間団体の方の支援も非常に厚いということを理解できたのですが、ここに、電話なり訪問なりというのはハードルが非常に高いかなという印象があります。そのため若い方向けの QR コードを使ってアクセスできるサービスとか、そういったものがあると、より幅広い層の方が充実した窓口が利用できるのかなという印象を持ちました。

高畑副会長 静岡県立大学の国際関係学部の教員で、日本に住んでいる外国人、特にフィリピン人対象で 30 年ほど調査をしております。その他、フィリピン語の通訳もやっております、地裁と家裁でも 30 年ほどやっております

それを基に今回の検討事項に対しては、私からは、やはり言葉の壁を超えて支援が行き届くようにしてほしいと、この一言でございます。そして、そのための人材育成ですね。言葉の壁を低くできるような、具体的には通訳者、翻訳者を育成してほしいということです。よく外国人の相談や、色々な窓口対応も含めて、通訳がいなかったり翻訳者がいないとかいわれるんですが、それは育成してないんだからいないのは当たり前だと

思います。そこで、ぜひその育成も合わせてしてほしいと思っております。

静岡市では、外国人の人口が過去最高で今、1万3000人おります。中でも20代、30代の若年世代が大変多いです。今は若者とか若い人という中にはかなりの外国人が含まれているということです。現在、日本人と外国人の国際結婚が減少していきまして、むしろ外国人同士のカップルが多くなっています。フィリピン人の女性が日本で出産した子どもの父親の国籍を、人口統計から作ってみたところ、日本人男性が父親である割合が、激減しています。逆に、そのフィリピン人男性が父親である割合が上がっていきまして、昨年時点ではほぼ同数となっており、どちらも1200人ぐらいです。かつては、フィリピン人の女性が生んだ子どもは日本人の父親が多かったのですが、今では大きく変わり、そのような外国人同士の家庭というのが大変増えていて、その中で、おそらく、妊娠出産、子育て、夫婦のDVもあるはずで、そういったことが見えづらくなっているのではないかと思います。外国籍の人は国籍条項があるので民生委員になれないです。

そうしたことから色々な問題が見えないままずっと時間が経っているというのがあります。このようなことが、同時進行している中で、この困難な問題を抱える女性の中には外国籍の人もかなり含まれるはずですよ。

言葉の壁を理由に、そのことを無視せずに支援を行き届かせてほしいと思います。これまでは、やっぱり言葉の壁があって、その先に制度の壁があって、言葉の壁で、その場でリジェクトされた人がたくさんいますが、そういう状態はもうそろそろやめにしてほしいです。

こちらの行動計画とか基本的な考え方を見ますと、最適な支援を受けられるようにという前の段階で、どのような支援があるかというのを十分に理解できるような状態にした上で、それを利用するときに、日本語が十分にできない人には言語のサポートがあるという状態にしてほしいと思います。

#### 【質疑応答】

松尾会長      ここまでのご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

本間委員      相談機関関係のお話が出ましたが、藤枝市で中学生に相談機関についてのパンフレットを作成して配っている。男女共同参画・人権政策課でもこういったものを作って配布いただければと思います。

中川委員      資料5について、%で表示されているが母数が分からないグラフがあるので、その母数についてもお示しいただきたいです。

松尾会長      そろそろ時間も少なくなってきましたので、いったん質疑を締めさせていただきます。

今日の配布資料の中に質問用紙が入っていますので、ご意見、ご質問のある方は事務局にご提出をお願いします。

それでは、本日の審議は以上となります。